

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 18 日

丹波市長 林 時彦



実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|-------|-------------|------------|
| 市町村名 | 対象地区名 | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 丹波市 | 氷上町新郷 | 平成 27 年 9 月 | 令和 3 年 2 月 |

1. 対象地区の現状

| | |
|--|--------------------------|
| ①地区内の耕地面積 | 95.0 ha |
| ②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 86.7 ha |
| ③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計 | 8.6 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 8.6 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 3.2 ha |
| （備考）作業委託の解消と利用権が設定されている農地を順次、農地中間管理機構に貸付けるとともに用水路の改修事業を進める | アンケート回答割合（②/①） 91.3 % |

2. 対象地区の課題

| |
|--|
| 入作者かつ小規模農家が多く点在している 水田区画が平均 16a と小区画である |
|--|

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| 地域の特産となる作物（黒大豆、山の芋、小豆）の栽培に取り組む 特産物栽培を振興し、栽培者の技術向上や観光農業等の取組を進める |
|---|

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考）中心経営体

| | | |
|----|-------|--------|
| 属性 | 中心経営体 | 15 経営体 |
|----|-------|--------|

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

| |
|--|
| 多品目栽培に取り組む 小区画圃場の解消に努める 農家民食、農産加工、販売事業を進める 新規就農者の誘致を進める |
|--|